

# 国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程

平成 27. 3. 25 制定

改正 平成 27. 4. 1 平成 27. 9. 10

## (目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動，本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ることに必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この規程において「公正な研究活動等」とは、本学における研究活動，資金執行において、公正、かつ、本学の理念及び目標に照らし合せた活動をいう。

2 この規程において「教職員等」とは、本学に雇用されている非常勤を含む役員及び教職員，研究活動に関与する及び本学から資金等の配分を受け執行に関わる大学院生，派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者並びに本学において研究等に携わる研究員・研究者をいう。

3 この規程において「コンプライアンス」とは、国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則（以下「推進規則」という。）第2条に規定するコンプライアンスをいう。

4 この規程において「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造，改ざん，盗用，二重投稿及び不適切なオーサーシップをいう。

5 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 捏造 研究活動における存在しないデータ，研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究活動における研究資料等，機器又は過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 研究活動における他者のアイディア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

(5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。

6 この規程において「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号までをいう。

7 この規程において「資金等」とは、本学で管理を行うと規定している資金をいう。

8 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失により資金等を本学及び資金等配分機関の規定等に違反した使用をいう。

9 この規程において「不正」とは、研究活動における不正行為及び不正使用をいう。

10 この規程において「学部等」とは、事務局（男女共同参画推進室を含む。），教育学部（教育学研究科及び附属学校を含む。），社会情報学部（社会情報学研究科を含む。），医学系研究科（医学部，重粒子線医学推進機構，未来先端研究機構，先端科学研究指導者育成ユニット先端医学・生命科学チームを含む。），保健学研究科，理工学府（理工学部，研究・産学連携戦略推進機構，先端科学研究指導者育成ユニット先端工学研究チームを含む。），生体調節研究所，総合情報メデ

ィアセンター，医学部附属病院，大学教育・学生支援機構（多文化共生教育・研究プロジェクト推進室を含む。）及び国際教育・研究センターをいう。

11 この規程において「学科等」とは，学部等の各学科，各専攻，各部門等をいう。

12 この規程において「公正活動教育」とは，コンプライアンス教育及び研究倫理教育をいう。

13 前項において，各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス教育 本学及び資金等配分機関が，教職員等に対しコンプライアンス，教職員等が取り扱う資金等の使用ルール，これに伴う責任，不正等を理解させるために実施するものをいう。

(2) 研究倫理教育 本学及び資金等配分機関が，公正な研究活動を推進し倫理規範を修得等させるために実施するものをいう。

14 この規程において「法令等」とは，公正な研究活動等が適用を受ける法令，当該活動の取扱いに関する定め及び本学の諸規程をいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は，本学の理念，目標，群馬大学行動規範，群馬大学科学者行動規範に照らし，それぞれの責任を自覚し，コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに，高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 教職員等は，不正を行わない，不正に加担しない，他者に対して不正をさせない及び不正を黙認しない行動をとらなければならない。

(生データ等の保存期間)

第4条 教職員は，生データ，実験・観察ノート，実験試料・試薬その他研究成果の検証が事後に可能なものの保存期間は別に定める。

(責任者及び権限)

第5条 本学に公正な研究活動等を行うため，最高責任者，総括責任者，コンプライアンス推進責任者，コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者をそれぞれ置く。

2 最高責任者は，本学の公正な研究活動等について統括し，最終責任を負うものとし，推進規則第3条に規定する最高責任者とする。

3 総括責任者は，最高責任者を補佐し，公正な研究活動等について本学全体を統括する責任及び権限を持つものとし，推進規則第4条第2項に規定する総括責任者とする。

4 コンプライアンス推進責任者は，学部等における公正な研究活動等について責任及び権限を持つものとし，原則，学部等の長をもって充てる。

5 コンプライアンス推進副責任者は，コンプライアンス推進責任者の下，当該学部等の学科等における公正な研究活動等について責任及び権限を持つものとし，学科等の長及び事務部等の長をもって充てる。

6 研究倫理教育責任者は，学部等における研究倫理教育の企画立案及び実施について責任及び権限を持つものとし，原則，学部等の長をもって充てる。

7 前第4項から第6項までに規定するコンプライアンス推進責任者，コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者は，別紙第1に定めるコンプライアンス推進に係る責任者一覧のと

おりとする。

(責任者の責務)

第6条 最高責任者は、コンプライアンス、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 最高責任者は、総括責任者及びコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持ってコンプライアンス、公正な研究活動等が行えるように、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

3 総括責任者は、コンプライアンス、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者とし、不正防止計画の実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、次の責務を有する。

(1) 学部等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、総括責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学部等内のコンプライアンス、公正な研究活動等に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、当該学部等内の受講状況を管理監督し、理解度を把握する。

(3) 学部等において、教職員等が、コンプライアンス、公正な研究活動等の実施状況等をモニタリングし、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者に改善を指導する。

5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の責務を有する。

(1) 学部等の学科等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、コンプライアンス推進責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学部等の学科等内のコンプライアンス、公正な研究活動等に関わる全ての教職員等に対し、公正活動教育を当該学科等内の教職員に受講を励行させる。

(3) 学科等において、教職員等が、コンプライアンス、公正な研究活動等の実施状況等をモニタリングし、必要に応じて教職員等に改善を指導する。

6 研究倫理責任者は、研究活動における不正行為防止を図るため、学部等の研究に関わる全ての教職員等に対し、研究倫理教育を実施することを責務とする。

7 最高責任者は、執行役員会議開催に合わせ定期的に各責任者(最高責任者を除く。)から報告を受け、不正防止の意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じ、実態を踏まえ柔軟に基本方針の見直し等を行う。

8 各責任者(最高責任者を除く。)の報告は、別紙第2に定めるコンプライアンス報告書により行う。

(ルール等の明確化・統一化)

第7条 総括責任者は、随時、本学の諸規程及び運用の実態が乖離していないこと、また、本学としてルールの統一が図られていることを、本学の諸規程を所掌する事務部署において、随時点検を行わせ、必要に応じて見直しを行わせる。

2 第1項の点検を実施したときは、総括責任者に実施した点検内容及び結果を報告する。

(公正活動教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、公正活動教育計画を毎年度策定する。

- 2 前項の計画は、総括責任者及び当該学部等以外のコンプライアンス推進責任者並びに研究倫理教育責任者に計画書を周知する。
- 3 計画書を受けた学部等のコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、当該学部等において公正活動教育と認められると判断したときには、当該学部等の教職員にその旨を周知し、受講を励行する。
- 4 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者並びに研究倫理教育責任者は、公正活動教育を受講していない又は受講の予定のない教職員等に対して受講の指導を行い、当該指導の記録を作成する。
- 5 学部等の長は、公正活動教育を受講していない又は受講の予定のない教職員等に対して、公正な研究活動等に従事させないことができる。
- 6 総括責任者は、公正活動教育を計画したときは学部等に通知する。

(誓約書)

第9条 教職員等は、次の各号に掲げる公正な研究活動等を行うことを証する誓約書をコンプライアンス推進責任者の下、学長に提出する。なお、新任教職員等は、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者が誓約書の提出を行わせる。

- (1) 法令等（法令、群馬大学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
  - (2) 群馬大学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
  - (3) 不正を行わない、行わせない、黙認しない、不正に加担しないこと。
  - (4) 法令等（法令、群馬大学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は、群馬大学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。
  - (5) 故意又は重大な過失により群馬大学に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。
- 2 誓約書は、別紙第3のとおりとする。
  - 3 コンプライアンス推進責任者は、当該年度の半期ごとに、誓約書の提出状況を総括責任者に報告する。
  - 4 総括責任者は、取引業者と癒着を防止する対策として、取引業者へ誓約書の提出を求める。なお、誓約書の提出時期等は、別に総括責任者が通知する。

(不正防止対策の基本方針、不正防止計画の策定及び実施)

第10条 最高責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知する。

- 2 総括責任者は、基本方針に基づき、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び不正防止計画の実施の進捗管理に努める。
- 3 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、不正防止計画を実施するとともに、公正な研究活動等の不正を発生させる要因の把握に努める。

(研究行動規範委員会)

第11条 最高責任者の下、研究活動における不正行為防止を推進するため研究行動規範委員会を置

く。

- 2 研究行動規範委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 理事（研究担当）
  - (2) 教員のうち学長が指名する者 6人
  - (3) 研究活動に関し識見を有する学外者 若干人
  - (4) 法律に関し専門知識を有する学外者 1人
  - (5) 研究推進部長
  - (6) その他学長が指名する者 若干人
- 3 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 研究行動規範委員会に委員長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。
- 5 研究行動規範委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 不正行為防止に係る重要事項を審議すること。
  - (2) 不正行為防止計画の策定及び実施の進捗管理に関すること。
  - (3) 不正行為発生要因の把握、発生要因に対する改善策の策定及び実施に関すること。
  - (4) コンプライアンスの状況及び実施体制に関すること。
  - (5) その他不正行為防止の推進に当たり必要な事項
- 6 研究行動規範委員会の事務は、事務局関係部課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

（資金適正執行委員会）

第12条 最高責任者の下、資金等の不正使用防止を推進するため資金適正執行委員会を置く。

- 2 資金適正執行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 理事（総務・財務担当）
  - (2) 教職員のうち学長が指名する者 若干人
  - (3) 財務部長
  - (4) 研究推進部長
  - (5) その他学長が指名する者 若干人
- 3 前項第2号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 資金適正執行委員会に委員長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。
- 5 資金適正執行委員会は、不正防止の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 資金等の不正使用防止に係る重要事項を審議すること。
  - (2) 資金等の不正使用防止計画の策定及び実施の進捗管理に関すること。
  - (3) 資金等の不正使用発生要因の把握、発生要因に対する改善策の策定及び実施に関すること。
  - (4) 資金等の不正使用におけるコンプライアンスの状況及び実施体制に関すること。
  - (5) その他資金等の不正使用防止の推進に当たり必要な事項
- 6 資金適正執行委員会の事務は、事務局関係部課の協力を得て、財務部財務課において処理する。

(相談窓口の設置)

第13条 本学における資金等の使用及び応募に関し、学内外からの問合せに対応するため、別紙第4に掲げる相談窓口を置く。

(周知・公表)

第14条 公正な研究活動等におけるその役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系、不正防止への取組みに関し方針等を内外に周知・公表する。

(監査)

第15条 監査は、不正が発生する要因を分析のうえ毎年度定期的に行う。

(国等への協力)

第16条 国等が実施する調査は、資金配分を受ける機関として誠実に協力しなければならない。

(罰則)

第17条 教職員等は、誓約書に反する行為、新規採用時に提出する履歴書等に事実と相違する記載があるときは、国立大学法人群馬大学教職員就業規則等に基づき、必要な措置を行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動等及び不正に対する措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学における研究費の運営及び管理に関する規程(平成19年11月1日制定)は、廃止する。
- 3 群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 4 群馬大学における研究活動上の不正行為に係る不服審査委員会内規(平成26年7月30日制定)は、廃止する。
- 5 この規程の施行後、最初に委嘱される第11条第2項第2号から第4号までの委員の任期は、同条第3項の規程にかかわらず平成29年3月31日までとする。
- 6 この規程の施行後、最初に委嘱される第12条第2項第2号及び第5号の委員の任期は、同条第3項の規程にかかわらず平成29年3月31日までとする。
- 7 第8条第1項に規定する公正活動教育計画の策定は、平成27年度から実施する。

附 則

この規程は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。

別紙第1（第5条関係）

コンプライアンス推進に係る責任者一覧

学部等名		コンプライアンス 推進責任者	コンプライアンス 推進副責任者	研究倫理教育 責任者
荒牧 地区	事務局（男女共同参画推進室を含む。）	理事（総務・財務担当）	財務部長	理事（研究担当）
	教育学部（教育学研究科，附属学校を含む。）	学部長	修士課程長	学部長
			専門職学位課程長	
			学校教育臨床総合センター長	
			附属幼稚園長	
			附属小学校長	
			附属中学校長	
			附属特別支援学校長	
事務局長				
社会情報学部（社会情報学研究科を含む。）	学部長	学科長	学部長	
		事務長		
総合情報メディアセンター	センター長	研究推進部長	センター長	
大学教育・学生支援機構（多文化共生教育・研究プロジェクト推進室を含む。）	機構長	学務部長	機構長	
国際教育・研究センター	センター長	企画・運営責任者	センター長	
昭和 地区	医学系研究科（医学部，重粒子線医学推進機構，未来先端研究機構，先端医学・生命科学チームを含む。）	研究科長	副研究科長	研究科長
			重粒子線医学研究センター長	
			未来先端研究機構運営委員長	
			昭和地区事務部長	
			研究推進部長	
	保健学研究科	研究科長	副研究科長	研究科長
		昭和地区事務部長		
	生体調節研究所	所長	副所長	所長
	昭和地区事務部長			
医学部附属病院	病院長	副病院長	病院長	
		昭和地区事務部長		
桐生 地区	理工学府（理工学部，先端理工学研究チーム，研究・産学連携戦略推進機構を含む。）	学府長	部門長	学府長
			研究・産学連携戦略推進機構副機構長	
			事務長	



コンプライアンス報告書

平成 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（所属学部等名）

（職位・氏名）

印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 実施・事案等名
2. 研究者の所属，職名等，氏名又はグループ名等
3. 報告根拠規則・規程等
4. 実施・調査等の概要
5. 報告に係る証拠資料
6. 対応
7. その他参考となる事項

※ 報告内容により，適宜項目の追加・削除を行う。

別紙第3（第9条第2項関係）

国立大学法人群馬大学長 殿

## 誓 約 書

このたび国立大学法人群馬大学教職員等として勤務するにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓います。

### 記

1. 法令等（法令，群馬大学の諸規程，活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
2. 群馬大学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
3. 不正を行わない，行わせない，黙認しない，不正に加担しないこと。
4. 法令等（法令，群馬大学の諸規程，活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は，群馬大学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。
5. 故意又は重大な過失により群馬大学に損害を与えた際は，その賠償責任を負うこと。

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
職員番号 \_\_\_\_\_

※氏名欄は，署名又は氏名記載のうえ押印をしてください。

職員番号欄は，学内教職員は職員番号，その他は本学における勤務場所を記載してください。

別紙第4 (第13条関係)

相 談 窓 口

学部等名		相 談 窓 口	
		資金等の使用等に関すること	資金等の応募に関すること
荒 牧 地 区	事務局 (男女共同参画推進室を含む。)	財務部経理課長	
	教育学部 (教育学研究科, 附属学校を含む)		
	社会情報学部		
	総合情報メディアセンター		
	大学教育・学生支援機構		
	国際教育・研究センター		
昭 和 地 区	医学系研究科 (医学部, 重粒子線医学推進機構, 未来先端研究機構, 先端医学・生命科学 research チームを含む。)	昭和地区事務部管理運営課長	資金等の応募 外部資金： 研究推進部研究推進課長 外部資金以外： 財務部財務課長
	保健学研究科		
	生体調節研究所		
	医学部附属病院		
	重粒子線医学推進機構		
桐 生 地 区	理工学府 (理工学部, 先端理工学研究チーム, 研究・産学連携戦略推進機構を含む。)	理工学部事務長	